

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>原子力防災ネットワークシステムは、原子力災害発生時のモニタリング情報等を国、岐阜県庁、オフサイトセンター、揖斐川町、原子力事業者等の関係機関で共有することを目的に、地上系回線を使用して整備されている。しかし、大規模災害発生時にはこの地上系回線が機能を喪失する可能性があることから、バックアップとして、衛星通信回線を平時から備えておく必要がある。</p> <p>本システムは、国と県が一体的に保守管理を実施することとされており、県においても国が開発した仕様や規格に合致した通信設定・調整を行わなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>固定型衛星通信システムは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が構築した使用帯域を保証する特殊な専用回線網であり、国の防災拠点と衛星回線で通信するためには同一の通信回線網に参加する必要がある。したがって、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社以外の事業者との契約では、国と通信することができない。</p> <p>本工事は、現庁舎からの機器の移設、新庁舎での再構築、また、当該機器の通信設定や通信機能確認等を行う必要があるが、これらの一連の作業を一体的に確実に実施できるのは、当該通信回線の提供、機器の保守管理を行う同社以外には存在しない。</p> <p>このことから、本契約は当該事業者以外の者と契約することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。